

(公印省略)
令和3年4月23日
産保第1056号

一般社団法人兵庫県高圧ガス保安協会長 様

兵庫県企画県民部災害対策局産業保安課長

一般高圧ガス保安規則等の一部改正（コールド・エバポレーターの
定義見直し等）について

平素は、本県高圧ガス保安行政の推進にご協力賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、令和3年3月29日付け経済産業省令第20号にて一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令が公布され、4月1日に施行されましたので、傘下会員あて周知いただきますようお願いいたします。

今般の改正では、液化ガスを供給するための定置式製造設備であるコールド・エバポレーター（以下「CE」という。）について、定義が下記のとおり明確にされるとともに、処理量算定式の見直し等が行われました。また、併せて、製造施設等の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（以下「製造細目告示」という。）等も改正されました。

なお、施行日時点で既に許可を受け、あるいは届をしている設備にあつては、改正省令によらず従前の例によることができます。

記

1 根拠条文

- (1) 一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）第2条第1項第22号の2
- (2) コンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）第2条第1項第13号の2
- (3) 製造細目告示第14条ハ

2 CEの定義

液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備（一般則適用にあつては同則第2条第1項第18号ハの、コンビ則適用にあつては同則第2条第1項第19号ハの処理設備を有するものを除く。）を有するものを除く。）

3 その他

CEの定義の明確化により、加圧蒸発器を有しない液化炭酸ガス貯槽と蒸発器による製造施設にあつては、CEに該当しないこととなりましたが、保安検査周期にあつては、製造細目告示の改正により、引き続き3年周期となっております。

【参考：経済産業省ホームページ】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/03/20210329_kouatsu_1.html